

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○生涯学習分科会	
通信教育の認定について（令和4年3月28日）	1
通信教育の認定及び廃止等について（令和4年7月8日）	8
○初等中等教育分科会	
教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（令和4年7月14日）	12
○大学分科会	
大学設置基準等の改正について（令和4年2月9日）	29
大学設置基準の一部改正について（令和4年6月22日）	33
大学設置基準等の改正について（令和4年9月7日）	36
○関連規定	41

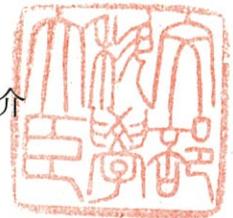
3 文科教第 1 4 4 3 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の認定について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 4 年 3 月 2 8 日

文部科学大臣 末松 信介



文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 認定の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人香川栄養学園	女子栄養大学ヘルシー食事学	日常生活において健康な食生活を願う者に対し、デジタルテキストやeラーニングシステムなどデジタル社会に相応しい手法を用いて、スマホ、パソコン、タブレットなどを活用した教育方法によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を修得させ、健康で文化的な生き方及び社会の建設に貢献する人材を養成することを目的とする。

※本講座は、教材に動画を使用することとしている。

動画に加え、動画上の図やテキストはダウンロードすることができる。

添削、質問のやりとりについてもeメールやインターネットで行うこととしている。

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

学校法人香川栄養学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和26年3月5日設立
2. 所在地 東京都豊島区駒込3-24-3
3. 目的 この法人は、故香川昇三の遺志に基づき、国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化を図り、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。
(寄附行為 第二章第三条)

(2) 認定しようとする課程の概要

○女子栄養大学ヘルシー食事学

1. 通信教育の目的 日常生活において健康な食生活を願う者に対し、デジタルテキストやeラーニングシステムなどデジタル社会に相応しい手法を用いて、スマートフォン、パソコン、タブレットなどを活用した教育方法によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を習得させ、健康で文化的な生き方および社会の建設に貢献する人材を養成することを目的とする。
2. 修業期間 3か月
3. 開始の時期 文部科学大臣から認定を受けた日

4 文科教第 5 3 9 号

中央教育審議会

通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 5 1 条第 3 項及び第 5 5 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

令和 4 年 7 月 8 日

文部科学大臣 末松 信介

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課民間教育事業振興室

電話：03-6734-2092

文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 認定の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人香川栄養学園	食と健康	食品業界や受託給食業界に勤務する方、またはその業界での仕事を希望する者に対して、オンライン通信によって、食品と栄養、食品衛生、健康に関する基礎知識を習得させ、食にかかわる業界人として活躍できる人材を養成することを目的とする。

※本講座は、教材に動画を使用することとしている。
動画に加え、動画上の図やテキストはダウンロードすることができる。
添削、質問のやりとりについてもeメールやインターネットで行うこととしている。

2. 廃止の申請(2団体4課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人 サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	ホームヘルパー養成2級課程・通信コース	志願者が減少したため
一般社団法人 日本経営協会	現代経営講座管理者基礎コース	志願者が減少したため
	現代経営講座戦略管理者コース	志願者が減少したため
	現代経営講座中堅社員実力養成コース	志願者が減少したため

3. 条件の変更申請(1団体2課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
学校法人 川口学園	早稲田速記講座専門課程	通信教育の目的	文科省認定技能審査制度の廃止に伴い、通信教育の目的に記載されている文言を修正する必要があるため。
	早稲田速記講座速習課程	通信教育の目的	文科省認定技能審査制度の廃止に伴い、通信教育の目的に記載されている文言を修正する必要があるため。

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

学校法人香川栄養学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和26年3月5日設立
2. 所在地 東京都豊島区駒込3-24-3
3. 目的
この法人は、故香川昇三の遺志に基づき、国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化を図り、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。
(寄附行為 第二章第三条)

(2) 認定しようとする課程の概要

○食と健康

1. 通信教育の目的
食品業界や受託給食業界に勤務する方、またはその業界での仕事を希望する者に対して、オンライン通信によって、食品と栄養、食品衛生、健康に関する基礎知識を習得させ、食にかかわる業界人として活躍できる人材を養成することを目的とする。
2. 修業期間 3か月
3. 開始の時期 文部科学大臣から認定を受けた日

文部科学省認定社会通信教育 廃止・条件の変更申請

【廃止】

I. 学校法人サンシャイン学園東京福祉保育専門学校

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和59年3月30日
2. 所在地 東京都豊島区東池袋4丁目23番地4号
3. 目的
教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置し、常に時代に適合し、かつ時代を先取る実用英会話を主体とした外国語・ビジネス教育、及び社会における恵まれない人々のために住みよい社会をつくり、手を差し延べることのできる優しい心を持った人間を養成する社会福祉教育を行うことを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

○ホームヘルパー養成2級課程・通信コース

1. 認定年月日 平成8年4月26日
2. 通信教育の目的
21世紀に突入し、日本はさらに超高齢・少子化社会の現実に超高齢・少子化社会の現実に直面しており、西暦2050年には65歳以上の高齢者人口比率は32%を超えとも予測されている。
かかる状況にあって、高齢者福祉事業の充実が国家的重要課題であり、とりわけ高齢者介護事業に携わる訪問介護員については、その数のみならず、多様化複雑化する介護ニーズの充実に的確に対応できる人材の育成が急務である。
これらの社会的要請に応えるべく、優れた訪問介護員養成を目的に本課程を設置する。
3. 修業期間 8か月
4. 廃止の理由 志願者が減少したため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間は終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

Ⅱ. 一般社団法人日本経営協会

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和24年2月28日
2. 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
3. 目的
経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行うことにより、経営及びオフィス・マネジメントの革新及び社会資産の創出並びに新しい価値創造の推進を図り、もって我が国経済社会の発展と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①現代経営講座管理者基礎コース

1. 認定年月日 昭和61年1月10日
2. 通信教育の目的
企業組織における管理者に対し、日常の職場管理の基本の習得及び組織人としての資質の向上を目的とする。
3. 修業期間 6か月
4. 廃止の理由 志願者が減少したため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間は終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

②現代経営講座管理者基礎コース

1. 認定年月日 昭和49年5月7日
2. 通信教育の目的
管理者職能と管理技法とを実践的に学習させ、問題解決能力を高めて、経営の近代化に役立たせる。
3. 修業期間 6か月
4. 廃止の理由 志願者が減少したため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間は終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

③現代経営講座中堅社員実力コース

1. 認定年月日 平成3年5月29日
2. 通信教育の目的
職場の活性化を図るために、中堅社員の能力開発と実力向上を目指す。
3. 修業期間 3か月
4. 廃止の理由 志願者が減少したため。
5. 受講者の措置 全ての受講者の学習期間は終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

【変更】

Ⅲ. 学校法人川口学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和10年5月15日
2. 所在地 東京都豊島区高田3丁目11-17
3. 目的
学校教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い社会の発展に積極的に貢献しえる人材を育成する。

(2) 変更しようとする課程の概要

①早稲田速記講座専門課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日
2. 通信教育の目的
広く速記を学習しようとする者に、文部科学省認定後援「速記技能検定」の1級程度の技術水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、専門速記および事務技術の分野で速記技能を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかる。
3. 修業期間 12か月

4. 条件の変更の内容と理由

上記2. 通信教育の目的を修正する変更を行う。文科省認定技能審査制度の廃止に伴い、通信教育の目的に記載されている「文部科学省認定」という文言を「文部科学省後援」に修正する必要があるため。

②早稲田速記講座速習課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日

2. 通信教育の目的

広く速記を学習しようとする者に、文部科学省認定後援「速記技能検定」の3級程度の技術水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、主として事務技術の分野で速記能力を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかる。

3. 修業期間 6か月

4. 条件の変更の内容と理由

上記2. 通信教育の目的を修正する変更を行う。文科省認定技能審査制度の廃止に伴い、通信教育の目的に記載されている「文部科学省認定」という文言を「文部科学省後援」に修正する必要があるため。

4 文科教第 5 8 0 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イの規定により諮問します。

令和 4 年 7 月 1 4 日

文部科学大臣

末 松 信 介

令和4年度課程認定申請大学等一覧

【目次】

1	国立大学の学部等の課程	1
2	公立大学の学部等の課程	3
3	私立大学の学部等の課程	4
4	私立大学の学部等の通信課程	8
5	国立大学の大学院の課程	9
6	公立大学の大学院の課程	12
7	私立大学の大学院の課程	13
8	私立短期大学の専攻科の課程	14
9	私立大学の教職特別課程	15

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	国立大学法人北海道教育大学	北海道教育大学	教育学部	教員養成課程(幼児教育分野)		15	幼稚園教諭一種免許状
2	埼玉県	国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	工学部	応用化学科		90	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
3	東京都	国立大学法人東京学芸大学	東京学芸大学	教育学部	学校教育教員養成課程		825	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(保健) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸) 高等学校教諭一種免許状(書道) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者) 養護教諭一種免許状
4	新潟県	国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	工学部	工学課程		80	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(工業)

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類			
5	富山県	国立大学法人富山大学	富山大学	理学部	数学科		45	高等学校教諭一種免許状(情報)			
6	岐阜県	国立大学法人東海国立大学機構	岐阜大学	教育学部	学校教育教員養成課程		220	高等学校教諭一種免許状(情報)			
7	愛知県	国立大学法人東海国立大学機構	名古屋大学	教育学部	人間発達科学科		65	高等学校教諭一種免許状(情報)			
8	徳島県	国立大学法人徳島大学	徳島大学	総合科学部	社会総合科学科		170	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)			
9	徳島県	国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学	学校教育学部	学校教育教員養成課程		100	中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報)			
10	香川県	国立大学法人香川大学	香川大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報)			
11	愛媛県	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	高等学校教諭一種免許状(情報)			
12	高知県	国立大学法人高知大学	高知大学	教育学部	学校教育教員養成課程		130	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報)			
								農林海洋科学部	農林資源科学科	135	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
									海洋資源科学科	65	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(水産)
13	大分県	国立大学法人大分大学	大分大学	理工学部	理工学科		355	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)			

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	沖縄県	公立大学法人名桜大学	名桜大学	国際学部	国際文化学科		180	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
					国際観光産業学科		160	高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(商業)
				人間健康学部	健康情報学科	80	高等学校教諭一種免許状(情報)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人北星学園	北星学園大学	社会福祉学部	社会福祉学科		120	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
2	宮城県	学校法人 白百合学園	仙台白百合女子大学	人間学部	子ども教育学科		70	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(英語)
3	宮城県	学校法人 東北学院	東北学院大学	地域総合学部	地域コミュニティ学科		150	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					政策デザイン学科		145	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
				情報学部	データサイエンス学科		190	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
				人間科学部	心理行動科学科		165	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
4	山形県	学校法人東北芸術工科大学	東北芸術工科大学	芸術学部	工芸デザイン学科		45	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
5	栃木県	学校法人宇都宮学園	文星芸術大学	美術学部	美術学科		95	高等学校教諭一種免許状(美術)
6	千葉県	学校法人開智学園	開智国際大学	教育学部	教育学科	中等教育専攻	60	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
7	東京都	学校法人日本体育大学	日本体育大学	児童スポーツ教育学部	児童スポーツ教育学科	児童スポーツ教育コース	120	中学校教諭一種免許状(保健体育)
8	東京都	学校法人玉川学園	玉川大学	工学部	デザインサイエンス学科		60	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(工業)
9	東京都	学校法人日本大学	日本大学	生物資源科学部	バイオサイエンス学科		210	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					海洋生物学科		146	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(水産)
					森林学科		120	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					環境学科		130	中学校教諭一種免許状(理科)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭一種免許状(理科)
					アグリサイエンス学科		140	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					食品開発学科		146	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					国際共生学科		146	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					獣医保健看護学科		80	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
				文理学部	教育学科		120	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
10	東京都	学校法人恵泉女学園	恵泉女学園大学	人文学部	日本語日本文化学科		60	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
					英語コミュニケーション学科		70	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
11	東京都	学校法人東京電機大学	東京電機大学	工学部	電子システム工学科		90	高等学校教諭一種免許状(情報)
				システムデザイン工学部	情報システム工学科		130	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
					デザイン工学科		110	高等学校教諭一種免許状(情報)
12	神奈川県	学校法人 松蔭学園	松蔭大学	経営文化学部	経営法学科		72	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
13	神奈川県	学校法人神奈川大学	神奈川大学	理学部	理学科		275	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科)
				工学部	応用物理学科		60	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
				化学生命学部	応用化学科		110	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					生命機能学科		80	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
				情報学部	計算機科学科		100	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
					システム数理学科		100	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭一種免許状(情報)
14	神奈川県	学校法人北里研究所	北里大学	未来工学部	データサイエンス学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)
15	神奈川県	学校法人関東学院	関東学院大学	理工学部	理工学科	表面工学学系	20	高等学校教諭一種免許状(工業)
						健康学系	24	高等学校教諭一種免許状(工業)
16	新潟県	学校法人加茂暁星学園	新潟経営大学	経営情報学部	経営情報学科		120	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
17	新潟県	学校法人新潟青陵学園	新潟青陵大学	福祉心理子ども学部	子ども発達学科		40	幼稚園教諭一種免許状
18	石川県	学校法人北陸学院	北陸学院大学	健康科学部	栄養学科		65	栄養教諭一種免許状
19	静岡県	学校法人聖隷学園	聖隷クリストファー大学	国際教育学部	こども教育学科		50	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
20	愛知県	学校法人東海学園	東海学園大学	教育学部	教育学科		180	中学校教諭一種免許状(理科)
21	愛知県	学校法人中部大学	中部大学	理工学部	数理・物理サイエンス学科		40	高等学校教諭一種免許状(数学)
								高等学校教諭一種免許状(理科)
22	三重県	学校法人皇學館	皇學館大学	教育学部	教育学科		200	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
23	三重県	学校法人享栄学園	鈴鹿大学	こども教育学部	こども教育学科		50	幼稚園教諭一種免許状
24	京都府	学校法人京都橘学園	京都橘大学	総合心理学部	総合心理学科		90	高等学校教諭一種免許状(公民)
25	京都府	学校法人京都女子学園	京都女子大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科		95	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
26	京都府	学校法人龍谷大学	龍谷大学	心理学部	心理学科		255	高等学校教諭一種免許状(公民)
27	大阪府	学校法人城南学園	大阪総合保育大学	児童保育学部	乳児保育学科		70	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
28	大阪府	学校法人大阪青山学園	大阪青山大学	子ども教育学部	子ども教育学科		80	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
29	大阪府	学校法人大阪経済大学	大阪経済大学	経済学部	経済学科		680	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
30	大阪府	学校法人浪商学園	大阪体育大学	教育学部	教育学科		125	幼稚園教諭一種免許状
31	大阪府	学校法人大阪成蹊学園	大阪成蹊大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科		80	高等学校教諭一種免許状(情報)
				看護学部	看護学科		80	養護教諭一種免許状
32	大阪府	学校法人常翔学園	摂南大学	現代社会学部	現代社会学科		250	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
33	大阪府	学校法人常翔学園	大阪工業大学	工学部	機械工学科		140	中学校教諭一種免許状(技術)
				ロボティクス&デザイン工学部	ロボット工学科		90	中学校教諭一種免許状(技術)
					システムデザイン工学科		90	中学校教諭一種免許状(技術)
34	兵庫県	学校法人武庫川学院	武庫川女子大学	社会情報学部	社会情報学科		180	高等学校教諭一種免許状(情報)
35	兵庫県	学校法人玉田学園	神戸常盤大学	教育学部	こども教育学科		80	中学校教諭一種免許状(理科)
36	兵庫県	学校法人睦学園	兵庫大学	教育学部	教育学科		100	幼稚園教諭一種免許状

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
37	奈良県	学校法人冬木学園	畿央大学	教育学部	現代教育学科		195	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
38	和歌山県	学校法人高野山学園	高野山大学	文学部	教育学科		50	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
39	岡山県	学校法人創志学園	環太平洋大学	次世代教育学部	教育経営学科	小学校教育専攻	100	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
40	広島県	学校法人広島文化学園	広島文化学園大学	人間健康学部	スポーツ健康福祉学科		150	養護教諭一種免許状
41	福岡県	学校法人 都築育英学園	日本経済大学	経済学部	健康スポーツ経営学科		220	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
42	福岡県	学校法人 都築学園	第一薬科大学	薬学部	薬科学科		30	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
43	福岡県	学校法人福原学園	九州女子大学	家政学部	生活デザイン学科		60	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
				人間科学部	児童・幼児教育学科		100	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
					心理・文化学科		90	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
44	熊本県	学校法人 尚綱学園	尚綱大学	こども教育学部	こども教育学科		70	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
45	熊本県	学校法人九州ルーテル学院	九州ルーテル学院大学	人文学部	人文学科	保育・幼児教育専攻	30	幼稚園教諭一種免許状
						児童教育専攻	35	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人北海道星槎学園	星槎道都大学	経営学部	経営学科通信教育課程		100	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(商業)
2	岡山県	学校法人創志学園	環太平洋大学	次世代教育学部	教育経営学科[通信教育課程]	初等教育専攻	20	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	福島県	国立大学法人福島大学	福島大学	地域デザイン科学研究科	人間文化専攻		20	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(英語)
								経済経営学専攻
				教職実践研究科	教職高度化専攻		12	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(英語) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
				共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻		40	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
				食農科学研究科	食農科学専攻		20	高等学校教諭専修免許状(農業)
2	東京都	国立大学法人東京外国語大学	東京外国語大学	総合国際学研究科	国際日本専攻		46	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語)
3	東京都	国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	工学府	生命工学専攻		61	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
					応用化学専攻		54	高等学校教諭専修免許状(理科)
					機械システム工学専攻		76	高等学校教諭専修免許状(理科)
					知能情報システム工学専攻		86	高等学校教諭専修免許状(情報)
4	新潟県	国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	工学研究科	工学専攻		404	高等学校教諭専修免許状(工業)
5	京都府	国立大学法人京都大学	京都大学	人間・環境学研究科	人間・環境学専攻		164	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
				情報学研究科	情報学専攻		240	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)
6	兵庫県	国立大学法人兵庫教育大学	兵庫教育大学	学校教育研究科	人間発達教育専攻		115	栄養教諭専修免許状
7	岡山県	国立大学法人岡山大学	岡山大学	環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻		501	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(農業)
8	愛媛県	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	理工学研究科	理工学専攻		250	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)

6. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	岡山県	公立大学法人新見公立大学	新見公立大学	健康科学研究科	看護学専攻		4	養護教諭専修免許状

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	東京都	学校法人芝浦工業大学	芝浦工業大学	理工学研究科	材料工学専攻		40	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
2	東京都	学校法人立教学院	立教大学	スポーツウエルネス学研究科	スポーツウエルネス学専攻		10	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
3	東京都	学校法人武蔵野大学	武蔵野大学	教育学研究科	教育学専攻		10	幼稚園教諭専修免許状
4	東京都	学校法人東洋大学	東洋大学	健康スポーツ科学研究科	健康スポーツ科学専攻		20	中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 養護教諭専修免許状
5	愛知県	学校法人河原学園	人間環境大学	看護学研究科	看護学専攻		20	養護教諭専修免許状
6	岡山県	学校法人加計学園	岡山理科大学	理工学研究科	自然科学専攻		70	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)
					システム科学専攻		60	中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(技術) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(工業)

8. 私立短期大学の専攻科の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	福島県	学校法人郡山開成学園	郡山女子大学短期大学部	専攻科	幼児教育学専攻		10	幼稚園教諭一種免許状

9. 私立大学の教職特別課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	東京都	学校法人大東文化学園	大東文化大学	教職特別課程			50	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(英語)

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和 4 年 2 月 9 日

文部科学大臣 末 松 信 介

(理由)

平成26年6月23日に、国際連携教育課程制度の創設については答申をいただいたところである。

当該制度については、学生の国際性の育成に寄与するとともに、開設大学の教育課程の在り方等を見直す機会を与えるものでもあり、我が国の大学全体のグローバル化の進展、国際的なプレゼンスの向上につながっている。しかしながら、制度創設時においては、外国の大学の教育資源を活用して教育課程を編成する初めての制度であったため、国際連携学科等の設置に当たっては、その都度大学設置・学校法人審議会での認可を得る必要がある等の慎重な制度設計となっていた。そのため、制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、国際連携教育課程の拡大に向け、その質を担保しつつ、制度を所要の見直しを行う必要がある。

このため、別紙のとおり、大学設置基準等の一部改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

一 大学設置基準の改正

1 国際連携学科の定員

国際連携学科を設ける場合、国際連携学科の定員は、国際連携学科を設ける大学の学部の定員の内数2割を上限とする制限を撤廃すること。これに伴い、国際連携学科を設ける大学は、外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究の継続が困難と認められる事態に備え、あらかじめ計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講じるものとする。

2 共同開設科目

3に記載のとおり最低修得単位数を見直すことに伴い、共同開設科目の履修により修得した単位は、各連携外国大学における最低修得単位数に加え、国際連携学科を設ける大学における最低修得単位数にも算入できないこととし、それぞれの最低修得単位数に達するまでは、国際連携学科等を設ける大学及び各連携外国大学において修得した単位とすることはできないこととする。

3 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携学科に係る卒業の要件は、我が国の大学及び連携外国大学それぞれにおいて31単位以上を修得することとする。

4 国際連携学科に係る専任教員数、施設及び設備

国際連携学科に係る専任教員や施設及び設備の基準について、学部の定員の2割の範囲内で国際連携学科の定員を定める規定の廃止に伴い、母体となる学部等における資源の一部を活用することを前提とした規定の見直しを行うこと。

5 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成等

国際連携学科を設ける二以上の大学は連携して教育研究を実施することができることとし、その場合（以下「共同国際連携教育課程の場合」という。）の所要の読替規定を整備すること。

共同国際連携教育課程の場合において、それぞれの大学が共同して同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。これに伴い、大学は、学生が連携して教育研究を実施する他の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、自大学の国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

共同国際連携教育課程の場合について、国際連携学科に係る専任教員の数、校地の面積、校舎の面積、施設及び設備に係る規定を整備すること。

6 その他所要の改正を行うこと。

二 その他

1 施行期日

この改正は、令和4年8月1日から施行するものとする。ただし、一部の直ちに施行が必要な事項については、公布の日から施行するものとする。

2 その他の規定の整備

専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準について、上記一の大学設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和4年6月22日

文部科学大臣 末松信介

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度から令和4年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和5年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（通知）」（令和3年10月13日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持するとともに、歯学部振替枠を除く地域枠等の臨時増員の枠組みを維持することとなった。そこで、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和5年度における医学部定員増に関する改正

令和4年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みのうち、歯学部振替枠を除く地域枠、研究医枠の枠組みを1年間暫定的に維持するにあたり必要な規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和4年9月7日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

平成30年11月26日、貴審議会より「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申いただいた。同答申においては、大学設置基準について、時代の変化等を踏まえて抜本的な見直しを検討することが示された。これを受け、貴審議会大学分科会質保証システム部会が令和4年3月18日に取りまとめた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」においては、近年、グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化が進むなど、社会全体が大きく変動する中で、大学が学修者本位の観点から創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかという指摘があること等に触れた上で、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正等が提言されている。

以上を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準及び高等専門学校設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

一 大学設置基準の改正

1 総則

- (一) 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則に定める三つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとするを明確化すること。
- (二) 大学は自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。

2 教育研究実施組織等

- (一) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。
- (二) 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。
- (三) 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。
- (四) 大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

3 基幹教員等

- (一) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。
- (二) 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。

- (三) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。
- (1) 別表第一及び別表第二に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。
- (2) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができることとすること。
- (3) 別表第二に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。
- (4) 専門職学科を置く学部において基幹教員数として算入することができる、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第一に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

4 単位数の算定方法

- (一) 単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。

5 校地、校舎等の施設及び設備等

- (一) 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。
- (二) 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。
- (三) 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。
- (四) 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

6 教育課程等に係る特例制度

- (一) 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。
- (二) (一)の認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

7 その他の改正事項

- (一) 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とすること。
- (二) 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- (三) 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- (四) 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。
- (五) 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について、同時に授業を行う学生数は四十人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。

二 大学通信教育設置基準の改正

1 授業の方法等

- (一) 印刷教材等による授業に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化すること。
- (二) 放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化すること。

三 施行期日等

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。
- 2 この省令の施行に伴い必要な経過措置等について定めること。
- 3 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について、一及び二に関連する所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会申し合わせ）

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和3年3月12日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>